

村発注工事における建設発生土の取扱いについて

令和4年7月29日
玉川村 総務課

このことについて、令和4年6月21日付け国土交通省中建審第7号で中央建設業審議会会長より勧告があり、また、県発注工事の建設発生土の取扱いについても、令和4年7月14日付け4財第740号で福島県総務部長より通知がありました。

つきましては、村発注工事において、工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合の対応について、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1 契約書について

契約書に以下の特記事項を付すこととする。

特記事項：上記工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。

2 仕様書について

当該工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定がある場合は、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定めることとする。

3 適用期日

令和4年8月1日以降に起工する工事から適用する。